局」に改め、同項中

研究開発評価官	
副技術開発官	
室長	
主任研究官	
研究員	

を

革新技術戦略官	庁革新技する職制
装備開発官	備庁装備る職制上
室長	備庁装備事務を分の属する
主任研究官	規定する監督を受定する官

に改め、同表十の項第二欄中「防衛省」を「防衛省本省又は防

三十二　技術研究本部技術開発官の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	
三十三　官職の指揮監督を受け、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係る研究指導をつかさどる官職の属する職制上の段階	前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階
三十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	

十　防衛装備庁の内部部局

三十　防衛装備庁の技術戦略官の属する段階	
三十一　防衛装備庁の開発官の属する段階	
三十二　防衛装備庁の開発官の所掌する室の長の属する職制上の段階	
三十三　前号に規定する官職の指揮、次号に規定する官職の事務を整理し、及びこれに係るをつかさどる官職の属する職制上の	
三十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する段階	

理し、及
官職の指
段階

研究員	規定する督を受ける職制上

衛装備庁」に改め、同表十一の項第二欄中「内部部局」を「防衛省本省又は防衛装備庁の内部部局」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○防衛省令第十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条及び第三十条の十三の規定に基づき、方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日　防衛大臣　中谷　元

方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則等の一部を改正する省令

（方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部改正）

第一条　方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則（昭和三十四年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第六十九条」に、「第七十一条」を「第七十条」に改める。

第五十条第一項中「、監察官」を削り、同条第二項中「統制」の下に「、部隊の監察に関する事務」を加える。

第六十六条を削り、第六十七条を第六十六条とし、第六十八条から第七十一条までを一条ずつ繰り上げる。

（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）

第二条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第七号中「運用第一課、運用第二課」を「運用課」に改める。

第二十八条中「五課」を「四課」に、「運用第一課　運用第二課」を「運用課」に改める。

第二十九条の二を次のように改める。

（運用課）

第二十九条の二　運用課においては、次の事務をつかさどる。

一　部隊の運用に関すること。

二　部隊訓練の実施計画に関すること。

三　航空機の搭乗員及び航空交通管制業務に従事する者の技能訓練の計画に関すること。

四　航空機の運航に関すること。

五　航空管制に関すること。

六　航空気象に関すること。

七　航空気象に関する技術指導に関すること。

第二十九条の三を次のように改める。

第二十九条の三　削除

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。